裁 決 書

審查請求人 ●●●●

審査請求人(以下「請求人」という。)が、令和2年6月17日付け(同月19日収受)で提起した、青梅市議会(以下「実施機関」という。)が令和2年3月16日付けで請求人にした保有個人情報訂正請求に対する不承認決定処分(以下「本件処分」という。)にかかる審査請求について、令和2年12月25日付け青梅市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の答申(以下「答申書」という。)を受けて、次のとおり裁決する。

主

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 令和2年2月4日、審査請求人は、実施機関に対し、青梅市個人情報保護条例(平成9年条例第30号。以下「条例」という。)第13条の規定にもとづき、「私に関する●●●年●●月●●日の●●●●において●●●が発言された内容がわかる未定稿の議事録および●●●●映像」を対象とする保有個人情報開示請求(以下「本件開示請求」という。)をした。
- 2 令和2年2月18日、実施機関は、本件開示請求に対し、保有個人情報開示請求の一部を承認する旨の一部開示の決定(以下「本件一部開示決定」という。)をし、保有個人情報開示請求諾否決定通知書(令和2年2月18日付け青議第148号)により、審査請求人に通知するとともに、本件一部開示決定にかかる未定稿議事録の写しおよび映像のデータを交付した。

- 3 同日、審査請求人は、実施機関に対し、条例第18条第1項の規定に もとづき、保有個人情報訂正請求(以下「本件訂正請求」という。)を した。
- 4 令和2年3月16日、実施機関は、本件訂正請求に対し、保有個人情報訂正請求不承認決定処分(以下「本件処分」という。)をし、保有個人情報訂正請求諾否決定通知書(令和2年3月16日付け青議第157号)により、審査請求人に通知し、同月21日、審査請求人は、本件訂正請求にかかる本件処分があったことを知った。
- 5 令和2年6月17日、審査請求人は、本件処分を不服とし、条例第 27条第1項の規定にもとづき本件審査請求をした。
- 6 令和2年7月15日、実施機関は、本件審査請求について、条例第 27条第3項および第4項の規定にもとづき、令和2年7月15日付け 青議第39号により、青梅市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審 査会」という。)に弁明書の写しを添えて諮問をした。
- 7 令和2年10月3日、審査会は、本件審査請求にかかる会議を開催した。

実施機関等の主張の要旨

本件審査請求に関する実施機関等の主張の要旨は、答申書における「5 争点に関する実施機関および請求人の主張の要旨」のとおりである。

裁決の理由

本件審査請求に関する実施機関の判断は、答申書における「1審査会の結論」および「6審査会の判断」と同様であり、本件訂正請求を不承認とした本件処分は適法かつ適正であることから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年1月15日

青梅市議会

議長 久 保 富 弘

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青梅市を被告として(訴訟において青梅市を代表する者は青梅市議会となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青梅市を被告として(訴訟において青梅市を代表する者は青梅市議会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から 起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの 訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるとき は、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過し た後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起するこ とが認められる場合があります。